

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月12日

京都市人事委員会  
委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第4号

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員の人事記録に関する規則の一部を次のように改正する。

別記第2第36号中「地方公務員法第28条の4（又は第28条の5）第1項の規定により」を削り、「〇〇職給料月額〇〇円」を「〇〇職〇級（又は給料月額〇〇円）」に、「（地方公務員法第28条の5に基づく場合にあつては、〇〇勤務（週〇〇時間勤務）」を「（又は役職名）（週〇日〇〇時間勤務）」に改め、「地方公務員法第28条の4（又は第28条の5）第2項の規定により」を削り、「地方公務員法第28条の4（又は第28条の5）第1項（又は第2項）の規定による」を「再任用の」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別記第2第36号（再任用の任期満了により当然退職する場合に係る部分に限る。）の改正規定は、公布の日から施行する。

（京都市人事委員会事務局）